

資料調査：上海ユダヤ教区の仲裁裁判所

阿部，吉雄
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/1785512>

出版情報：言語文化論究. 37, pp.117-123, 2016-10-14. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン：
権利関係：

資料調査：上海ユダヤ教区の仲裁裁判所

阿 部 吉 雄

始めに

中国上海の中欧系ユダヤ人難民組織である上海ユダヤ教区の公的機関紙『ユダヤ会報』(Jüdisches Nachrichtenblatt)の1942年2月27日発行の第5号に「ユダヤ教区の調停委員会のための仲裁裁判所規則」(Schiedsgerichts-Ordnung für die Schiedsstelle der Jüdischen Gemeinde)が掲載された。以下に翻訳引用する。

1. ユダヤ人移住者の紛争の示談のために、ユダヤ教区に仲裁裁判所が設立される。
2. 仲介裁判所が仲裁を依頼されるとすぐに、裁判長は当事者たちを召喚し、調停の試みを行わねばならない。
ユダヤ教区によって調停委員会として認可された委員会によってすでに以前に調停が試みられ、失敗に終わっている場合、調停の試みは行われない。
3. 和解が成立する場合は、当事者たちに確認書が与えられねばならない。
他の場合には当事者たちに、仲裁裁判所の裁定に従い、この目的のために仲裁契約に署名するよう勧告されねばならない。可能であれば、当事者たちに審理予定日をすぐに公示されねばならない。当事者たちは即時の審理と決定を、裁判長を通してのみ申請することができる。
4. 仲介裁判所は1人の裁判官資格取得者の裁判長と2人の陪席判事からなる。
ユダヤ教区は、交代で特定の審理日に召喚すべき裁判長たちと数人の陪席判事たちを選任する。この召喚は遅くとも審理日の48時間前に行われなければならない。
5. 個別の案件で自身が当事者である者、一方の当事者または当事者の代理人と親戚関係または姻戚関係にあるか、当事者に助言したかその代理人になった者は、仲裁裁判官の職から除外される。
6. 裁判長は予断を抱いているという心配から忌避されることができ、その裁判官が自らは予断を抱いていないと表明するならば、関係者たちの聴取の後、教区が決定を行う。後からの忌避申請は仲裁裁判所により却下されねばならない。
7. 仲裁裁判所は現行の法律を適用して決定を下す。
決定は一般に直ちに裁判長により主要な根拠を挙げて言い渡されねばならない。その後書面により根拠を記載し、裁判官たちにより署名されねばならない。決定の文書は当事者たちに、代理人がいる場合は代理人たちに送達されねばならない。
8. 裁判長は会議の間、指揮権を執行する。裁判長は当事者たちおよび代理人たちに言動を慎むよう注意することができ、今後の審理から排除することができる。さらに裁判長は教区に一定期間または長期的な除名を請求することができる。
裁判長はすでに開始した審理を、一方の当事者または代理人が排除された後も実行することがで

きる。一方の代理人が排除された場合、その当事者が申請すれば、裁判長は審理を延期することができる。さらに、一方の代理人が排除され、その当事者が出席していない場合、裁判長は審理を延期することができる。

9. 裁判長は手続きのいかなる状況においても当事者たちの本人出頭を命じることができる。

10. 審理を通して裁判長は記録を作成し、この記録は会議の最後に読み上げられ、当事者たちとその代理人たちにより署名される。

11. 当事者代理人として調停委員会に出廷できるのは、中欧の故国において弁護士業を営むための完全な資格を取得した者である。

しかしユダヤ教区は他の裁判官資格取得者をも許可することができる。仲裁裁判官が代理人として仲裁裁判所に出廷することはできない。

12. 調停委員会を要求することは原則的に有料である。例外的な場合、料金が減じられたり免除されたりすることができる。

13. 申請と返答は2部提出されねばならない。

14. 補足および施行規則はユダヤ教区から公布される。

上海の中欧系ユダヤ人難民のコミュニティ組織であるユダヤ教区が会員に配布していた『ユダヤ会報』にこのような通達を掲載したのは、仲裁裁判所がユダヤ人難民たちにとって非日常的なものではなかったことを意味する。本稿はこの制度の歴史に光を当てることを通して、上海のユダヤ人難民の置かれた状況を明らかにしようとするものである。

仲裁裁判所の創立

入境ビザが不要だった上海租界にユダヤ人難民が大量に押し寄せ始めたのは、1938年11月9日～10日にオーストリアを含むドイツ全土で発生した反ユダヤ人暴動「水晶の夜事件」で多くのユダヤ人が逮捕拘禁された後の1938年12月以降である。急増するユダヤ人難民を支援するために、1938年8月に上海在住のチェコ人とドイツ人（いずれもユダヤ人および非ユダヤ人）のグループは「ヨーロッパ系難民救援国際委員会」(International Committee for Granting Relief to European Refugees / IC)を設立し¹、調停委員会・仲裁裁判所を準備した。ICとは別の支援委員会で、上海在住のセファルディ系ユダヤ人社会とロシア系ユダヤ人社会により1938年10月に作られた「上海ヨーロッパ系ユダヤ人難民支援委員会」(Committee for the Assistance of European Jewish Refugees in Shanghai / CFA)も1939年10月に仲裁裁判所を設立した。²

ユダヤ人難民は当時まだ書類上ドイツ国籍だったが³、第1次世界大戦の敗戦国になったドイツは戦勝国中国における治外法権を失っていた。そのためユダヤ人難民が関わる訴訟は、アメリカ人、イギリス人、日本人などのような領事裁判ではなく、中国の裁判所で扱われねばならなかった。難民が発行した代表的な日刊新聞の1つである『上海ユダヤ新聞』(Shanghai Jewish Chronicle)の1939年10月22日に発行された第138号に掲載された「商売メモ」という記事は、「すべての移住者は中国の法廷と中国の裁判権に従わなければならない。中国の裁判所との交渉は中国語でのみ行うことができる」と記している。難民新聞に掲載されたユダヤ人弁護士の広告の中には「上海で5年前から中国法廷で認可されています」⁴、「中国法廷での代理人」⁵、「上海の中国法廷に認可されています」⁶、「中国人弁護士と協働」⁷、「8年前から中国法廷で認可されています」⁸、「上海第2および第3高等法院認可。中国で10年間活動」⁹、「中国人協力者が常勤」¹⁰などの言葉が見られる。上海のMartin Fischer

ドイツ総領事が1940年1月11日付けでベルリンの外務省に送った報告によれば、「約半ダースのユダヤ人弁護士が中国人弁護士と共同で開業した」。¹¹ 中国人弁護士単独の「ドイツ語を話せませぬ。租界の中国法廷において弁護士として認可されています」という広告もあった。¹²

それにもかかわらずユダヤ人難民専用の仲裁裁判所が設立された目的は何か。仲裁裁判所のために法律アドバイザーの Dr. A. Grossman が創案した「ヨーロッパユダヤ人移住者の論争仲裁を規定する規則」の第1条で、CFA はすべての移住者が法的論争を（他のどこかへ持ち込む前に、CFA が指定した仲裁裁判所に）提出するよう期待していた。¹³ 上述のように中国法廷における審理はすべて中国語で行われ、経済的に厳しい生活を送っていたユダヤ人難民にとって中国人弁護士を雇う費用は非常に高く、彼らにそのような余裕はなかった。¹⁴ さらに Grossman によれば、「移住者住民全体への不信を招く浅ましい見苦しい不和」を公共に知られずに済ませることも仲裁裁判所がもたらす利益の一つだった。¹⁵ ユダヤ人難民は上海においてコミュニティを形成し、経済的に相互依存していたため、係争問題は難民同士の場合が多かったのである。

仲裁裁判所設立の影響

治外法権（領事裁判権）を持たないユダヤ人難民用の仲裁裁判所の設置は中国の司法権を侵害するものだと、中国弁護士協会は上海第1特別地区法廷に訴えた。1930年2月、上海共同租界のイギリス人とアメリカ人は中国に裁判制度の運営を許可した。¹⁶ 1930年に中華民国が編纂した民法典（英語版）が19世紀のドイツの法律を基礎にして作られたこともその理由であったろう。¹⁷ 従って、中国の裁判所で適用される法律はユダヤ人難民にとって違和感のあるものではなかったはずである。

中国人弁護士たちの抗議に日本海軍当局と日本領事館警察も関心を示し、上海では領事裁判所以外のいかなる外国の裁判所も承認されないと断言し、状況を調査すると約束した。¹⁸ ユダヤ人難民の多くが共同租界の蘇州河以北の日本海軍陸戦隊警備地区に居住していた。1937年の第2次上海事変で大きな被害を受けたこの地区は、家賃が共同租界の蘇州河以南やフランス租界の4分の1になることもあったからである。仲裁裁判所も、最も貧しい難民約2500人の収容施設だった数ヶ所のハイムのうちの Alcock Road（当時の愛爾考克路、現在の安国路）ハイムに置かれた。旧約聖書やヘブライ語を研究した小辻節三博士は、ユダヤ問題の専門家として南満州鉄道の松岡洋右総裁に請われて1938年10月から調査部顧問だったが、上海のユダヤ人難民仲裁裁判所の設立について当局から意見を求められ、そのような裁判所は「公式には承認すべきでない。しかしその存在が大日本帝国の当局の権威を侵害するわけではないので、大目に見るべきだ」と答えている。¹⁹ 満州大連における2年間の勤務の後、日本に帰国した小辻は1940年11月以降、多くのユダヤ人難民のために尽力する。彼らは1940年7月～8月にリトアニアのカウナスで日本副領事の杉原千蔵から日本通過ビザを得たものの、最終的な希望移住先のアメリカやカナダのビザが得られず神戸で立ち往生していたポーランド系ユダヤ人だった。²⁰ そのうちの約1000人は1941年8月から日米開戦の12月までに上海へ移った。

ユダヤ人弁護士の反応

仲裁裁判所の設立に抗議したのは中国人弁護士だけではなく、ユダヤ人難民の中の弁護士も反対したのである。1939年11月に上海の The New Star Company という出版社から発行された『移住者住所録』（Emigranten Adressbuch）では、83人の難民が職業を弁護士と申告している。また1943年5月以降中欧系ユダヤ人難民が居住するよう指定された虹口・揚樹浦地区を管轄する提籃橋分局

特高股が1944年8月に作成した『外人名簿』には、72人の弁護士が記載されている。35人が両方の名簿に記載されており、いずれかの名簿に記載されている弁護士は120人に上る。この120人という数字を基に計算すると、上海の中欧系ユダヤ人難民は1941年の太平洋戦争開戦時点で約1万7000人だったと考えられるため、弁護士1人当たりの難民人口142人になる。これは2014年の日本の3490人、2011年のアメリカの272人、2010年のドイツの525人と比べて明らかに少なく²¹、難民の中で弁護士の割合が高かったことが分かる。ユダヤ人は弁護士や医師などの自由業を好んだことと、移住先の諸国の同業者たちが彼らの移住に反対したため、上述の水晶の夜事件の後、入境ビザが不要な上海租界にやむなく移住したと考えられる。

名簿以外の職業別統計ではどうであろうか。支援委員会のICは難民を上海到着時に登録し、住居や職をみつけるのを助けた。1939年4月15日までに行われた3116人の職業登録では、21名が弁護士と申告している。これは『移住者住所録』と同様、移住前にヨーロッパで就いていた職業またはナチスによるユダヤ人迫害で職業変えを強いられる以前の職業を挙げていると考えられる。この統計を掲載している、日本の興亜院華中連絡部が1940年1月に作成した『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐州避難猶太人)』には、さらに上海日本総領事館が1939年11月1日の時点で調査した「中欧避難猶太人就業統計表」も掲載されている。こちらは上海で実際に就いている職業を示しており、総計1216人のうち、法律事務所が8人(蘇州河以北の共同租界が4人、蘇州河以南の共同租界が3人、フランス租界が1人)いる。²² また上掲の1940年1月のFischer総領事の報告には、総領事館で登録した1万40人のユダヤ人難民(男性6183人、女性3857人)の職業統計も含まれており、弁護士は76人(すべて男性)に上る。²³

1939年5月5日に発行された『上海ユダヤ新聞』創刊号の「上海および中国内陸では移住者にどのような経済的可能性があるか?」という記事には、上海の「労働市場や自由業の状況は悪い。外国人医師や弁護士は過剰気味」とある。Fischer総領事は、複数の弁護士が費用を節約するためにオフィスを共同で使っていると外務省へ報告しており²⁴、弁護士たちが難民新聞に掲載した広告でも相談受付時間が1日に2～3時間というものが珍しくない。上記の「中欧避難猶太人就業統計表」で法律事務所勤務がわずか8人であることから、難民の弁護士は経済的に困難な状況にあったと考えられる。これは移住当初だけの現象ではなく、1940年11月13日発行の『上海ユダヤ新聞』の「ドア」という記事は、元「大物の銀行家、ビジネスマン、重要な工業の所長、ベルリンやウィーンの上流の弁護士」のユダヤ人難民が他の難民のドアからドアを巡って20～30セントの「石鹸、かみそりの刃、靴ひも、ズロース」などの家庭用品を買ってくれと頼んで回っていると紹介している。有名な弁護士だった難民たちが栄養失調で失意のうちにあり、すずのコップを持って金や食べ物を請うたり、すべての所有物を売り払いシラミがわいた服も燃やしてしまい、上から下まで黄麻の小麦粉袋で作った服を着たりしていたことも報告されている。²⁵

ユダヤ人難民の弁護士たちが仲裁裁判所の設置に反対した最大の理由は、500ドル以下の案件では弁護士の関与が排除されたことである。ハイムを出て最低限のプライバシーを確保するために、貧しい難民たちは他の難民が所有する住居の中の部屋を賃借しており、彼らの係争の大部分は家賃を巡るものだった。これによりユダヤ人弁護士たちは仕事と収入のほとんどを失うことになった。上述のように中国人弁護士への依頼料は高額であった上に、CFAの支援を受ける難民は中国の法廷でなく仲裁裁判所を使うよう求められたゆえ、難民たちに選択の余地はなかった。特に仲裁裁判所により承認された弁護士リストから外れた人々の不満は大きかった。²⁶ ICの仲裁裁判所は主に非ユダヤ教徒の難民の訴えに対応したが²⁷、それはユダヤ人難民の中にはプロテスタント(4.0%)、カトリック(2.8%)、その他(0.3%)も含まれていたからである。²⁸

仲裁裁判所の活動

CFA の仲裁裁判所はその最初の月に76回開廷され、62の個別案件が処理された。²⁹ 難民社会の様々な問題を平和的に解決するために仲裁裁判所は欠かせない制度になった。しかし1941年12月の太平洋戦争開戦により、上海は日本軍の支配下に入る。イギリス国籍を取得していた上海在住のイラク出身セファルディ系ユダヤ人富豪たちは敵性外国人として銀行口座が封鎖されたため、彼らの財政支援に頼っていた IC や CFA の活動は継続が困難になった。IC および CFA の仲裁裁判所は1942年4月に閉鎖され、係争中の案件は1942年5月に設立されたユダヤ教区の仲裁裁判所にすべて引き継がれた。³⁰ 1939年11月に発足した第2期ユダヤ教区理事会から理事として参加し、1941年6月に行われた教区初の普通選挙で代議員に当選し代議員会議議長を務めていた Redlich は、本稿冒頭の規則の作成に関与し、1947年まで仲裁裁判所の運営に携わった。³¹ 太平洋戦争開戦後 Dr. Fritz Lesser 前教区会長と交代し、副会長から昇任した Dr. Felix Kardegg 会長が中欧弁護士協会 (Association of Central European Attorneys) と合同して6人の難民弁護士からなる委員会を組織し、委員長になった。³²

経済的困窮ゆえの離婚や軽微な窃盗・着服などは、仲裁裁判所でなく弁護士による手続きや、ハイム居住者の場合はハイム責任者により解決された。仲裁裁判所における重大な案件の扱いには2つの段階があった。第1段階では1人の仲裁人が調停し、平和的に解決した場合は文書にし、中国の法廷が認める契約上の同意になった。(本論冒頭の「ユダヤ教区の調停委員会のための仲裁裁判所規則」の第2項および第3項)。和解が成立しなければ、第2段階として双方の訴訟当事者は調停委員会への提訴とその決定を受け入れることに書面で同意する。調停委員団は第1段階とは別の弁護士が裁判官となり、ユダヤ教区の名士2人の補佐役からなった。(「仲裁裁判所規則」の第4項)。この段階においても和解が成立しなければ、書面による決定に従うことになる。後に仲裁上訴法廷 (Ober-Schiedesgericht ママ) という第3の段階が加わり、5人の調停委員団が対応した。³³ 「仲裁裁判所規則」の第7項「仲裁裁判所は現行の法律を適用して決定を下す」の現行の法律とは中華民国の法律を意味すると考えられる。

太平洋戦争開戦後に設立されたユダヤ教区仲裁裁判所とその規則が日本当局の同意を得ていたことは疑いない。上海で外国人として日本人に次いで人口の多い中欧系ユダヤ人難民の法的係争を一元的に管理監督できることは、日本当局にとって好都合であったろう。

注

- 1 1939年12月セファルディ系ユダヤ人富豪の Victor Sassoon を委員長とする「在中国ヨーロッパ系移住者支援国際委員会」(International Committee for European Immigrants in China) が新たな IC として誕生した。
- 2 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. Stanford University Press. 2001. S. 135. しかしクランズラーによれば、1939年夏にまず CFA が Schiedesgericht fuer Europaeische Emigration (ヨーロッパ難民仲裁裁判所) を設立し、IC のものは少し遅れて設立された。David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House) 1988 (¹1976). S. 419.
- 3 外国にいるドイツ国籍ユダヤ人の市民権は1939年11月29日に剥奪された。
- 4 上海ユダヤ教区が1939年9月から週刊で発行した『ユダヤの宗教的共同体教区新聞』(Gemeindeblatt der Jüdischen Kultusgemeinde) の1939年10月20日発行の第6号に弁護士の A.

- Jovishoff が掲載した広告。1939年11月に上海の The New Star Company という出版社から発行された『移住者住所録』(Emigranten Adressbuch) に Jovishoff は「弁護士」と記載されている。
- 5 『ユダヤの宗教的共同体教区新聞』の後継紙の『ユダヤ会報』の1942年2月27日に発行された第5号に、退職した商事裁判評議員の Hans Behmack が掲載した広告。Behmack は『移住者住所録』に「ベルリン出身、法律顧問」と記載されている。上海の日本陸・海軍司令官により、1943年5月以降中欧系ユダヤ人難民は蘇州河以北の虹口・揚樹浦地区に居住するよう指定された。この地区を管轄する提籃橋分局特高股が1944年8月に作成した『外人名簿』には、「59歳、弁護士」と記載されている。
 - 6 1940年10月2日に発行された『上海ユダヤ新聞』第269号に弁護士 A. B. Ginsbourg が掲載した広告。
 - 7 1940年10月2日に発行された『上海ユダヤ新聞』第269号に弁護士 B. Gropp が掲載した広告。Gropp は『移住者住所録』に「Dr. Bernhard Gropp、ウィーン出身、弁護士」と、『外人名簿』に「45歳、弁護士」と記載されている。
 - 8 1940年10月2日に発行された『上海ユダヤ新聞』第269号に以前ウィーンの弁護士だった Dr. Emil Kostiner と Mussi - Mussienko が掲載した広告。Kostiner は『移住者住所録』に「弁護士」と、『外人名簿』に「52歳、時計屋」と記載されている。
 - 9 1939年12月31日に発行された『上海ユダヤ新聞』第207号に弁護士の Dr. Adolph L. Epstein が掲載した広告。
 - 10 1940年10月2日に発行された『上海ユダヤ新聞』第269号に法学博士の Fritz Daniel が掲載した広告。Daniel は『移住者住所録』に「ベルリン出身、弁護士」と、『外人名簿』に「44歳、弁護士」と記載されている。
 - 11 全13ページからなる報告の5ページ。„Exil Shanghai 1938-1947“. Hrsg. v. Georg Armbrüster / Michael Kohlstruck / Sonja Mühlberger. Teetz (Verlag HENTRICH & HENTRICH) 2000. 付属 CD-ROM。
 - 12 1940年9月13日に発行された『ユダヤ会報』第4号に掲載された中国人弁護士 Ching-Chao-Yu の広告。
 - 13 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 135.
 - 14 David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 418.
 - 15 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 136.
 - 16 James R. Ross: „Escape to Shanghai. A Jewish Community in China“. New York (The Free Press) 1994. S. xvi.
 - 17 1940年11月15日に発行された『ユダヤ会報』第8号に弁護士の Dr. Siegfried Neumann が執筆した記事。Neumann は『移住者住所録』に「ベルリン出身、弁護士」と、『外人名簿』に「49歳、弁護士」と記載されている。David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 421. にも同様の記載がある。
 - 18 1939年11月15日発行の上海毎日新聞。Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort – The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 136.
 - 19 Herman Dicker: „Wanderes and Settlers in the Far East — A Century of Jewish Life in China and Japan“. Twayne Publishers, Inc. New York. 1962. S. 186.
 - 20 山田純大、『命のビザを繋いだ男 — 小辻節三とユダヤ難民』、NHK 出版、2013年、80～116

ページ。

- 21 東京都は793人。日本弁護士連合会 HP、『弁護士白書2015年版』、「弁護士1人あたりの人口比較」。
(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2015/1-2-1_jinko_hikaku_2015.pdf)。内閣官房 HP、法曹養成制度改革顧問会議、参考資料『2. 法曹人口について』。
(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/pdf/sankou2.pdf)。
- 22 弁護士という分類はない。
- 23 報告書の添付書類3、3a、4。
- 24 報告書の8ページ。
- 25 James R. Ross: „Escape to Shanghai. A Jewish Community in China“. S. 115 u. 174.
- 26 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 136.
- 27 David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 419.
- 28 David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Chart B.
- 29 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 135.
- 30 Marcia Reynders Ristaino: „Port of Last Resort — The Diaspora Communities of Shanghai“. S. 137.
- 31 Redlich は『移住者住所録』に「ウィーン出身、法律顧問」と、『外人名簿』に「41歳、裁判官、ドイツ難民」と記載されている。
- 32 David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 420. Lesser は第2期から執行部に参加し、普通選挙前の第3期執行部から教区会長を努めた。『移住者住所録』に「ベルリン出身、歯科医」と、『外人名簿』に「56歳、無職、ドイツ難民」と記載されている。Kardegg はおそらく第3期から執行部に参加し、『外人名簿』に「60歳、弁護士、オーストリア難民」と記載されている。
- 33 David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews — The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 421.